

「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」推進事業

令和5年度非行防止・環境浄化対策連絡会議

7月4日（火）に、滋賀県庁新館 7 階大会議室において、「青少年非行・被害防止滋賀県強調月間」推進事業の一環として『令和5年度非行防止・環境浄化対策連絡会議』を開催しました。この会議は、青少年の犯罪の現状、青少年を取り巻く有害環境の状況を知るとともに、子どもの被害・加害の防止に対する理解を深めることを目的としており、青少年育成市町民会議、少年センター、および正会員約80人の参加がありました。

○講話 「県内の少年非行の現状について」

滋賀県警察本部生活安全部少年課長 米森 昌一 氏

非行少年等の統計資料推移から、昭和63年をピークに7分の1まで減少しているが、令和3年から増加に転じ、令和4年は1割強の増加となっていることをご指摘いただきました。また特に、SNSに起因する事犯については、青少年健全育成条例違反、児童買春、児童ポルノの違反が大半を占める現状がある中で、「被害に遭わない」と「遭わせない」行動の重要性をお話いただきました。



○講演 「アンケートから見た保護司の思い」

滋賀県保護司会連合会 事務局長 堀池 修造 氏



「罪を犯した人や非行をした少年の立ち直りの支援」と「犯罪予防」を中心とした保護司の役割や活動内容、そして県内の全保護司を対象としたアンケート結果をもとに、実際に保護司が感じている不安や負担について、わかりやすくお教えいただきました。そして「息の長い支援事業」の必要性と、これからの「地域社会に貢献する更生保護活動」についてお話いただきました。

○講演 「生徒指導上の諸課題への対応について」

滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

生徒指導・いじめ対策支援室 主幹 北村 武司 氏

国や県の資料データにより、暴力行為、いじめ、不登校の現状・要因について、また「教育機会確保法」により学校に求められる基本的な考え方について、わかりやすくお話いただきました。そして、「生徒指導提要」の改訂により、積極的な生徒指導を充実させ、「させる」から「支える」生徒指導への転換の重要性をお話いただきました。

